

最高人民法院による登録商標、企業名称と 先行権利が衝突する民事争議案件の 審理に関する若干問題の規定

2008年2月18日発布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する 民事争議案件の審理に関する若干問題の規定

(法釈〔2008〕3号、2008年2月18日最高人民法院裁判委員会 第1444回会議通過)

中華人民共和国最高人民法院公告

《最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定》はすでに2008年2月18日に最高人民法院審判委員会の第1444回会議で通過した。ここに公布され、2008年3月1日より施行される。

2008年2月18日

登録商標、企業名称と先行権利とが衝突する民事争議案件を正確に審理するため、《中華人民共和国民事訴訟法》、《中華人民共和国民法通則》、《中華人民共和国商標法》および《中華人民共和国反不当競争法》などの法律規定に基づき、審判の実践と結びつけ、本規定を制定する。

第一条 原告が他者により登録商標に使用される文字、図形などによってその著作権、外観デザイン特許権、企業名称権などの先行権利を侵害され訴訟を起こした場合、民事訴訟法第一百零八条規定に合わせ、人民法院は受理しなければならない。

原告は他者が指定商品において使用する登録商標とその先行登録商標が同様あるいは類似するとして訴訟を起こすものであり、人民法院は民事訴訟法第一百一十一条第(三)項の規定に基づき、原告が関連する行政主管機関に解決を申請することを告知する。しかしながら原告が他者によって指定商品の範囲を超え、あるいは顕著な特徴を変更、解体、組み合わせるなどの方式で使用された登録商標が、その登録商標と同様あるいは類似するとして訴訟を起こしたものであっても、人民法院は受理しなければならない。

第二条 原告は他の企業名称が既存企業名称と同様あるいは類似しており、公衆にその商品の出所に対する混同を生じさせることに足り、反不当競争法第五条第(三)項の規定に違反するとして訴訟を起こす場合、民事訴訟法第一百零八条規定に合わせ、人民法院は受理しなければならない。

第三条 人民法院は原告の訴訟請求と争議の民事法律関係の性質に基づき、《民事案件概略規定(試行)》に基づいて、登録商標あるいは企業名称と先行権利とが衝突した民事争議案件の概略を確定し、かつ相応する法律を適用する。

第四条 登録商標専用権を侵害、あるいは不当競争を構成するとして訴えられた企業名称について、人民法院は原告の訴訟請求と案件の具体的状況を根拠とすることができ、被告に対して使用停止、使用の規範化などの民事責任を引き受けることを確定する。